

経営管理権集積計画の公告

森林経営管理法第4条第1項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記により縦覧に供する。

令和5年7月7日

丸森町長 保科 郷雄



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
		別紙参照				

2 縦覧場所

丸森町役場農林課、丸森町ホームページ

3 権利の設定

本公告により、丸森町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。